

福井県報

第 247 号
令和 5 年
5 月 16 日(火)
火曜日発行

目次

(※は県例規集登載事項)

告示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更(二二〇・地域福祉課)……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(二二一・長寿福祉課)……………二
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(二二二・同)……………三
- 介護保険法の規定による介護医療院の許可(二二三・同)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(二二四・障がい福祉課)……………四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の変更(二二五・同)……………四
- 救急業務に係る医療機関の認定(二二六・坂井保健所)……………四
- 土地改良区の定款変更の認可(二二七・二二八・福井農林総合事務所)……………五
- 土地改良区の定款変更の認可(二二九・二三〇・坂井農林総合事務所)……………五
- 土地改良区の定款変更の認可(二三一・丹南農林総合事務所)……………五
- 土地改良区の定款変更の認可(二三二・嶺南振興局)……………五

公告

- 令和五年度登録販売者試験の実施(医薬食品・衛生課)……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(五件・県立病院)……………六
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………八
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(産業政策課)……………八
- 土地改良区の役員の退任(三件・福井農林総合事務所)……………九
- 土地改良区の役員の就任(三件・同)……………九
- 土地改良区の役員の退任(六件・坂井農林総合事務所)……………一〇
- 土地改良区の役員の就任(五件・同)……………一二
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………一三
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一四

教育委員会規則

※福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(五・ブランド課)……………一五

※福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(六・同)……………一五

選挙管理委員会告示

- 政治活動のために寄附を受け、または支出することができなくなった団体の名称(六九)……………一六
 - 政治団体の設立の届出(七〇)……………一六
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(七一)……………一七
 - 政治団体の解散の届出(七二)……………一八
 - 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(七三)……………一九
 - 資金管理団体でなくなった旨の届出(七四)……………一九
- 公安委員会告示
- 警備法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施(五九・生活安全企画課)……………二〇

告 示

福井県告示第220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	変更事項	旧名称	新名称	変更年月日	介護機関住所
1860290012	訪問看護 介護予防訪問看護	事業所名称変更	敦賀市訪問看護ステーション	敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」	令和5年4月1日	敦賀市東洋町4番1号敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内
1870200027	訪問介護 訪問型サービス(独自)	事業所名称変更	敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所「あいあい」	令和5年4月1日	敦賀市東洋町4番1号敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

福井県告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 一 事業所の名称
訪問介護ステーションみかづき
- 二 事業所の所在地
福井県坂井市坂井町長屋64-3
- 三 事業者の名称
株式会社エイト工業
- 四 指定年月日
令和5年4月8日
- 五 サービスの種類
訪問介護
- 六 介護保険事業所番号
1871701221
- 二一 事業所の名称
笑楽日のヘルパー美生
- 二 事業所の所在地
福井県坂井市丸岡町山口59-13
- 三 事業者の名称

- 有限会社ダイケイ
4 指定年月日
令和5年4月1日
5 サービスの種類
訪問介護
6 介護保険事業所番号
1871700843

福井県告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 一 1 事業所の名称
JA福井県ヘルパーステーション穂のか
2 事業所の所在地
福井県丹生郡越前町東内郡1-127
3 事業者の名称
福井県農業協同組合
4 廃止届出受理年月日
令和5年2月27日
5 廃止日
令和5年3月31日
6 サービスの種類
訪問介護
7 介護保険事業所番号
1870101605
二 1 事業所の名称
JA福井県ヘルパーステーションはるえ
2 事業所の所在地
福井県坂井市春江町本堂23-21
3 事業者の名称
福井県農業協同組合
4 廃止届出受理年月日
令和5年2月27日
5 廃止日
令和5年3月31日

- 6 サービスの種類
訪問介護
7 介護保険事業所番号
1871700140
三 1 事業所の名称
ヘルパーのこうめいさん
2 事業所の所在地
福井県大野市明倫町6-19
3 事業者の名称
宗教法光明寺
4 廃止届出受理年月日
令和5年2月28日
5 廃止日
令和5年3月31日
6 サービスの種類
訪問介護
7 介護保険事業所番号
1870500459

福井県告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項に規定する介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
介護医療院 キラキラの家
2 事業所の所在地
福井県大野市要町1番13号
3 事業所の名称
医療法人キラキラ会
4 許可年月日
令和5年4月1日
5 サービスの種類
介護医療院
6 介護保険事業所番号
18B0500021

福井県告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	開設者住所	指定日
精神通院医療	あわらこころ診療所	あわら市自由ヶ丘2丁目4番12号	石川 俊介	福井市木田町2103番地10	令和5年5月1日

福井県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
育成・更生医療 精神通院医療	訪問看護ステーション名称	敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」	敦賀市東洋町4番1号	敦賀市社会福祉協議会訪問看護ステーション「あいあい」	敦賀市訪問看護ステーション

福井県告示第226号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 宮崎病院
- 3 所在地 坂井市三国町北本町2-2-6
- 4 認定の有効期間

自 令和5年6月2日

至 令和8年6月1日

福井県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
九頭竜川左岸用木土地改良区	令和5年4月25日

福井県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
足羽文殊土地改良区	令和5年4月27日

福井県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
坂井土地改良区	令和5年4月7日

福井県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
新郷下番土地改良区	令和5年4月28日
芦原北潟土地改良区	令和5年4月28日
芦原土地改良区	令和5年4月28日
竹田川南部土地改良区	令和5年4月28日
高間川土地改良区	令和5年4月28日

細呂木北部土地改良区	令和5年4月28日
坪江・観岳土地改良区	令和5年4月28日

福井県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江新横江土地改良区	令和5年5月1日

福井県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
美浜中部土地改良区	令和5年4月28日

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づき、令和5年度福井県登録販売者試験（以下「試験」という。）を実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 試験日時
令和5年8月27日（日）
正午から午後4時45分まで
- 試験場所
福井大学 松岡キャンパス
吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
福井県生活学習館
福井市下六条町14-1
- 試験方法

筆記試験

4 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

5 受験申請書の配布

- (1) 配布期間
令和5年5月16日(火)から同年6月12日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)

(2) 配布場所

福井県健康福祉部医薬食品・衛生課および県健康福祉センターの窓口。なお、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページからダウンロード可能。

また、受験申請書の請求を郵送によって行う場合は、郵便番号および宛て先を明記した角2号の返信用封筒に140円切手(速達希望は400円切手)を貼って同封すること。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、受験申請書(用紙の大きさは日本産業規格A4とする。)に次に掲げる写真を添えて、県内に在住する者(福井市を除く。)は、当該住所地在を管轄する県健康福祉センターに、福井市に在住する者は、県健康福祉センターに、県外在住者は福井県健康福祉部医薬食品・衛生課に提出すること。郵送により提出する場合には、必ず簡易書留または書留郵便によること。

上記の手続によらず、電子申請により受験申請する場合には、福井県電子申請サービスにより申請すること。

(1) 写真 1葉

(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさで、裏面に氏名および生年月日を記載し、受験申請書の所定の欄に貼付すること。電子申請においては、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の写真を電子申請時に添付ファイルとして提出すること。)

7 受験手数料

受験手数料13,000円を、下記の(1)、(2)のいずれかの手段により納付すること。

ただし、電子申請による場合には、(2)の手段により納付すること。

- (1) 福井県収入証紙13,000円分を受験申請書の所定の欄に貼り付ける。(消印はしないこと。)

- (2) 福井県手数料納付システムを利用し、コンビニ支払いまたはクレジット払いで13,000円を納付した後、発番される申込番号を福井県収入証紙貼付欄に記載すること。

と。電子申請においては、電子申請時の指示に従い、発番される申込番号を入力すること。

8 受験申請の受付期間

令和5年5月29日(月)から同年6月12日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日は除く。)とし、郵送による場合は必ず簡易書留もしくは書留郵便で行い、令和5年6月12日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。電子申請においては、令和5年5月29日(月)午前8時30分から同年6月12日(月)午後5時15分までとする。

9 合格者の発表

令和5年10月2日(月)午前10時から同年10月16日(月)の期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県健康福祉センターの掲示板に掲示するほか、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

10 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県健康福祉センターに行うこと。(対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで。)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

1 全身用コンピュータ断層撮影装置保守業務委託(その1) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

2 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

3 福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

3 落札者を決定した日

令和5年3月27日

4 落札者の名称および住所

丸文通商株式会社福井支店

福井県福井市和田中2丁目907番地

5 落札金額

1,892,000円(月額)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年2月7日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
全身用コンピュータ断層撮影装置保守業務委託（その2） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月27日
- 4 落札者の名称および住所
丸文通商株式会社福井支店
福井県福井市和田中2丁目907番地
- 5 落札金額
2,013,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年2月7日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
全身用超伝導型磁気共鳴断層撮影装置（MRI）保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日

令和5年3月27日

- 4 落札者の名称および住所
株式会社ミクス

福井県福井市間屋町4丁目901番地

5 落札金額

45,100,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

規則第4条の規定による公告を行った日

令和5年2月7日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
放射線治療システム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月27日
- 4 落札者の名称および住所
丸文通商株式会社福井支店
福井県福井市和田中2丁目907番地
- 5 落札金額
3,982,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年2月7日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県立病院長 吉川 淳

- 1 落札に係る特定職務の名称および数量
医療廃棄物等処理業務委託（単価契約）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月29日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社北陸環境サービス
福井県福井市白滝町67号2番地
- 5 落札金額
医療廃棄物処理料（収集・運搬） 27円50銭/キログラム
医療廃棄物処理料（処分） 66円/キログラム
産業廃棄物処理料（収集・運搬） 27円50銭/キログラム
産業廃棄物処理料（処分） 66円/キログラム
容器代（20L） 396円/個
容器代（40L） 533円50銭/個
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年2月14日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定職務の名称および数量
陽子線がん治療センター 治療装置運搬・維持・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社日立製作所 福井支店

令和5年5月16日（火）

福井県報第247号

福井県福井市大手3丁目7番1号

- 5 随意契約に係る契約金額
297,990,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により坂井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ニトリ福井空港通り店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ
代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- 3 聴取した意見の概要
(1) 坂井市
・当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内（東長田島木遺跡、遺跡番号：11062）のため、届出等が必要です。なお、届出書は令和5年1月23日に提出されています。県からの通知後、指導をもとに工事を進めてください。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
(2) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市産業政策部商工労政課
- 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

足羽田治土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月2日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	中出 博明	福井市柝泉町64-5-2
〃	河原 俊典	福井市柝泉町85-38
〃	山口 佳孝	福井市柝泉町77-5-3
〃	高嶋 忠治	福井市深見町108-21
〃	鷺田 修一	福井市柝泉町95-23
〃	笠原 重信	福井市深見町53-17
〃	増山 富彦	福井市深見町48-8-2
〃	坂下 久志	福井市柝泉町28-150
〃	高村 弘明	福井市柝泉町2-3
〃	竹内 正志	福井市深見町103-4
監事	白崎 文和	福井市柝泉町88-8
〃	小川 新一	福井市深見町109-12
〃	渡邊 智文	福井市深見町51-9
〃	中川 光夫	福井市柝泉町1-57
〃	中川 鉄夫	福井市柝泉町66-2-2

足羽南部第二土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月9日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	岡田 政則	福井市徳光町42-12-1
理事	高島 秀明	福井市徳光町45-39
理事	水上 雅嗣	福井市徳光町40-1
理事	吉田 明博	福井市徳光町44-36
理事	武田 明彦	福井市徳光町32-31
理事	池田 雅幸	福井市徳光町18-20
理事	横田 健次	福井市徳光町32-34-1
理事	横田 由樹	福井市徳光町19-34
理事	中川 邦男	福井市徳光町31-17-1

理事	片岡 克彦	福井市田中町1-14-3
理事	中村 一彦	福井市田中町10-23
理事	田川 義信	福井市田中町10-10
理事	笠原 英夫	福井市岩倉町8-19-2
理事	松嶋 利雄	福井市岩倉町11-6
理事	澤井 照男	福井市岩倉町8-11
理事	島田 光博	福井市田治島町8-18
理事	牧野 訓地	福井市田治島町7-11
理事	平井 正徳	福井市田治島町4-5
監事	松川 明人	福井市徳光町41-30
監事	片岡 正行	福井市田中町5-11
監事	増永 秀一	福井市岩倉町17-5-1
監事	畷田 豊	福井市田治島町9-16
監事	川端 文夫	福井市徳光町54-4

東郷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月17日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	岩崎 真次	福井市上東郷町16-17
理事	岩佐 俊一	福井市上東郷町16-13-1
理事	田中 源美	福井市下東郷町15-45
理事	加藤 岩男	福井市円成寺町9-33
理事	川栄 博幸	福井市下東郷町3-16
理事	岩佐 武彦	福井市上東郷町17-22
理事	藤尾 逸人	福井市上東郷町22-19
理事	谷口 正彦	福井市上東郷町17-11
監事	加藤 裕一	福井市円成寺町8-1
監事	岩本 忠勝	福井市上東郷町20-21
監事	岩佐 弘行	福井市上東郷町17-15
監事	佐々木 幹夫	福井市下東郷町27-5

足羽田治土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月3日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	藤井 洋一	福井市栢泉町77-5-2
〃	坂下 智治	福井市栢泉町88-27-1
〃	村野 敏之	福井市栢泉町61-8-1
〃	安野 英昭	福井市深見町114-7-3
〃	鷺田 修一	福井市栢泉町95-2-3
〃	田中 勇	福井市深見町100-3-8
〃	笠原 正義	福井市深見町55-23-1
〃	田中 秀幸	福井市栢泉町33-53-1
〃	高村 政道	福井市栢泉町2-20
〃	高嶋 一郎	福井市深見町107-7-1
監事	白崎 文和	福井市栢泉町88-8
〃	林 信博	福井市深見町100-1-8
〃	増山 富彦	福井市深見町48-8-2
〃	中川 光夫	福井市栢泉町1-5-7
〃	迎野 義浩	福井市深見町105-1-7
〃	伊藤 慶次	福井市板垣1丁目201-3

足羽南部第二土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月10日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	岡田 政則	福井市徳光町42-12-1
理事	高島 秀明	福井市徳光町45-3-9
理事	水上 雅嗣	福井市徳光町40-1
理事	吉田 明博	福井市徳光町44-3-6
理事	高村 恒之	福井市徳光町44-6-1
理事	池田 雅幸	福井市徳光町18-2-0
理事	横田 健次	福井市徳光町32-34-1
理事	横田 由樹	福井市徳光町19-3-4
理事	中川 邦男	福井市徳光町31-17-1
理事	片岡 克彦	福井市田中町1-14-3
理事	中村 一彦	福井市田中町10-2-3

令和5年5月16日（火）

福井県報第247号

理事	中川 憲夫	福井市田中町11-1-1
理事	笠原 英夫	福井市岩倉町8-19-2
理事	松嶋 利雄	福井市岩倉町11-6
理事	澤井 照男	福井市岩倉町8-1-1
理事	島田 光博	福井市田治島町8-1-8
理事	牧野 訓地	福井市田治島町7-1-1
理事	平井 正徳	福井市田治島町4-5
監事	松川 明人	福井市徳光町41-3-0
監事	片岡 正行	福井市田中町5-1-1
監事	増永 秀一	福井市岩倉町17-5-1
監事	畠田 豊	福井市田治島町9-1-6
監事	川端 文夫	福井市徳光町54-4

東郷土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月18日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	岩崎 真次	福井市上東郷町16-1-7
理事	岩佐 俊一	福井市上東郷町16-13-1
理事	田中 源美	福井市下東郷町15-4-5
理事	加藤 岩男	福井市円成寺町9-3-3
理事	川栄 博幸	福井市下東郷町3-1-6
理事	岩佐 武彦	福井市上東郷町17-2-2
理事	藤尾 逸人	福井市上東郷町22-1-9
理事	谷口 正彦	福井市上東郷町17-1-1
理事	加藤 裕一	福井市円成寺町8-1
監事	岩本 忠勝	福井市上東郷町20-2-1
監事	岩佐 弘行	福井市上東郷町17-1-5
監事	佐々木幹夫	福井市下東郷町27-5
監事	藤尾 裕一	福井市上東郷町17-3-6

坂井土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	木村 強	坂井市坂井町宮領42-2
〃	坪田 正美	〃 上兵庫60-13
〃	高橋 隆信	〃 下関65-4
〃	高嶋 隆一	〃 下兵庫132-7-1
〃	長谷川喜道	〃 東長田20-10
〃	石黒 昌博	〃 大味6-48
〃	伊藤 啓治	〃 東38-16
〃	元屋敷 博	〃 田島2-14
〃	飛田 俊朗	〃 下兵庫95-7乙
〃	小林 正一	〃 五本17-8
〃	高橋 昭	〃 上関44-19
〃	五十嵐哲男	〃 河和田18-19
〃	常廣 正和	〃 東荒井43-2-1
〃	中津 盛穂	〃 若宮26-1
〃	熊谷 晃	〃 今井37-4
〃	平田 敏行	〃 清永12-27乙
〃	八十川孝義	〃 高柳74-16
〃	牧野 浩孝	〃 御油田8-21
〃	五十嵐正博	〃 定旨19-3
監事	陶山 隆志	〃 蛸7-64
〃	大島 義雄	〃 上兵庫61-33
〃	今田 健治	〃 長屋41-28
〃	酒井 智吉	〃 東中野15-31

竹田川南部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	岡崎 仁七	あわら市上番33-49
〃	館 邦夫	〃 市姫二丁目21-28
〃	伊藤美津雄	坂井市坂井町下関47-24
〃	田中 良充	あわら市轟木9-21
〃	五十嵐正喜	〃 上番99-39

〃	加藤 円	〃 東善寺8-1
〃	岡崎 治夫	〃 上番51-13
〃	伊藤 真澄	〃 上番54-35
〃	浅井 辰雄	〃 中番13-77
〃	藤田 政治	〃 中番28-1
〃	堀江 治幸	〃 中番30-25
〃	渡邊 哲二	〃 市姫二丁目15-5
〃	菅沼 忠男	〃 市姫二丁目19-7
〃	友田 照男	〃 坂井市坂井町上関43-16
〃	伊藤 幸博	〃 下関66-18
〃	黒石 栄一	〃 下関50-3
〃	伊藤 勉	〃 東38-17
監事	三上 和美	あわら市谷畠21-25
〃	白崎 雅義	〃 大溝二丁目18-14
〃	伊藤 啓治	坂井市坂井町東38-16

芦原土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
監事	中嶋 隆愛	あわら市伊井35-30

芦原北潟土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
監事	三上 和美	あわら市谷畠21-25

高間川土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	野端 一巳	あわら市桑原5-18
〃	小林 徹郎	坂井市坂井町長屋28-3
〃	宮崎 旨夫	あわら市市姫四丁目15-24
〃	蔵川 郁雄	〃 伊井33-38
〃	堀川 友則	〃 伊井26-36
〃	川島 清一	〃 古屋石塚32-18
〃	中本 祐二	〃 桑原13-33
〃	龍田 清成	〃 清間4-32
〃	山口 徹	〃 菅野27-8
〃	山崎 憲雄	〃 稲越34-24
〃	高橋 瑞峰	〃 河原井手7-10
〃	大原 修	〃 池口11-45
〃	北嶋 好勝	〃 矢地29-17
〃	高橋 研一	坂井市坂井町長屋53-34
〃	高橋 義雄	〃 上関44-24
〃	竹嶋 謙次	〃 上関18-16
〃	加美川真好	〃 五本17-36
〃	山本 浩二	〃 五本17-22
監事	中嶋 隆愛	あわら市伊井35-30
〃	谷川 吉治	〃 市姫四丁目24-1
〃	岡倉善一郎	坂井市坂井町河和田17-6

三里浜地区土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治
 役員名 氏名 住所
 理事 橋本 千秋 坂井市三国町下野34-2

坂井土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治
 役員名 氏名 住所
 役員名 氏名 住所

理事	木村 強	坂井市坂井町宮領42-2
〃	坪田 正美	〃 〃 上兵庫60-13
〃	高橋 隆信	〃 〃 下関65-4
〃	高嶋 隆一	〃 〃 下兵庫132-7-1
〃	長谷川喜道	〃 〃 東長田20-10
〃	国京 克巳	〃 〃 大味41-21
〃	谷 岩男	〃 〃 西20-1
〃	斉藤 高一	〃 〃 田島5-15
〃	飛田 俊朗	〃 〃 下兵庫95-7乙
〃	坪田 秀紀	〃 〃 五本5-11
〃	高橋 勝彦	〃 〃 上関44-41
〃	岡倉善一郎	〃 〃 河和田17-6
〃	常廣 正和	〃 〃 東荒井43-2-1
〃	中津 盛穂	〃 〃 若宮26-1
〃	熊谷 晃	〃 〃 今井37-4
〃	平田 敏行	〃 〃 清永12-27乙
〃	八十川孝義	〃 〃 高柳74-16
〃	中舎 良巳	〃 〃 御油田8-48
〃	五十嵐正博	〃 〃 定旨19-3
監事	牧野 善博	〃 〃 折戸32-26
〃	大島 義雄	〃 〃 上兵庫61-33
〃	伊藤 啓治	〃 〃 東38-16
〃	佐川 慎彦	〃 〃 徳分田13-12
〃	釣部 桂司	〃 〃 東27-20

竹田川南部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治
 役員名 氏名 住所
 理事 岡崎 仁七 あわら市上番33-49

〃 菅沼 忠男 〃 市姫二丁目19-7
 〃 伊藤美津雄 坂井市坂井町下関47-24
 〃 田中 良充 あわら市轟木9-21
 〃 五十嵐正喜 〃 上番99-39
 〃 加藤 円 〃 東善寺8-1

♪ 三上 和美 ♪ 谷畠21-25
 ♪ 伊藤 真澄 ♪ 上番54-35
 ♪ 浅井 辰雄 ♪ 中番13-77
 ♪ 藤田 政治 ♪ 中番28-1
 ♪ 堀江 治幸 ♪ 中番30-25
 ♪ 北野 隆弘 ♪ 大溝二丁目12-9
 ♪ 館 邦夫 ♪ 市姫二丁目21-28
 ♪ 友田 照男 坂井市坂井町上関43-16
 ♪ 伊藤 聖一 ♪ 下関66-7
 ♪ 龍田 真一 ♪ 下関49-2
 ♪ 伊藤 勉 ♪ 東38-17
 監 事 伊藤 啓治 ♪ 東38-16
 ♪ 岡崎 治夫 あわら市上番51-13
 ♪ 渡邊 哲二 ♪ 市姫二丁目15-5

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 監 事 高橋 研一 坂井市坂井町長屋53-34

芦原北潟土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 監 事 伊藤 啓治 坂井市坂井町東38-16

高間川土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 中場 剛 坂井市坂井町長屋41-32
 ♪ 宮崎 旨夫 あわら市市姫四丁目15-24
 ♪ 中嶋 浩和 ♪ 伊井34-26
 ♪ 橋爪 精一 ♪ 伊井26-16
 ♪ 川島 清一 ♪ 古屋石塚32-18
 ♪ 藪腰 光男 ♪ 桑原8-17
 ♪ 谷本 孝行 ♪ 桑原4-14
 ♪ 田川 幹雄 ♪ 清間6-27
 ♪ 山口 徹 ♪ 菅野27-8
 ♪ 山崎 憲雄 ♪ 稲越34-24
 ♪ 中津 浩貞 ♪ 河原井手7-6-2
 ♪ 東田 正博 ♪ 池口11-44
 ♪ 吉村 嘉貴 ♪ 矢地30-11
 ♪ 西野 俊則 坂井市坂井町長屋31-61
 ♪ 高橋 義雄 ♪ 上関44-24
 ♪ 竹嶋 謙次 ♪ 上関18-16
 ♪ 加美川真好 ♪ 五本17-36
 ♪ 西野 和見 ♪ 五本17-29
 ♪ 岡倉善一郎 ♪ 河和田17-6
 監 事 高橋 研一 坂井市坂井町長屋53-34
 ♪ 西川 義雄 あわら市古屋石塚31-12
 ♪ 平川 稔 ♪ 稲越34-16

美浜中部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月15日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理 事 中村 春彦 美浜町金山24-2
 ♪ 佐竹 克己 ♪ 麻生25-10
 ♪ 中川 利夫 ♪ 佐野22-6-1
 ♪ 戸嶋 秀樹 ♪ 宮代13-44
 ♪ 渡辺 英朗 若狭町成願寺10-3
 ♪ 市川 正義 美浜町河原市4-6
 ♪ 竹仲 良廣 ♪ 南市9-1-1
 ♪ 武長仁一郎 ♪ 和田13-8

理事	大野 弥進夫	〃	木野 30-22
〃	兼田 和雄	〃	佐柿 20-13
〃	大野 満	〃	中寺 12-2
〃	藤長 利和	〃	宮代 10-1
〃	山口 昭三	美浜町	寄戸 6-11
〃	馬野 昌幸	〃	佐野 43-26
〃	大塩 一成	〃	佐野 24-27
〃	久保 庄治	〃	興道寺 27-3
〃	田辺 秀夫	〃	気山 320-2-5
〃	山口 俊和	〃	大藪 47-20-1
〃	田邊 貢	〃	金山 12-5-19
〃	松田 賢一	〃	金山 40-17-2
〃	上野 禎知	〃	郷市 27-22-3
〃	岸本 幸憲	〃	松原 11-32
〃	河藤 豊	〃	久々子 5-22
〃	磯辺 治和	〃	若狭町 気山 49-27
監事	浅妻 文誠	美浜町	大藪 31-14
〃	芝井 博昭	〃	中寺 8-8
〃	谷口 壽	〃	若狭町 気山 67-1

美浜中部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月16日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	中村 春彦	美浜町 金山 24-2
〃	竹仲 良廣	〃 南市 9-1-1
〃	佐竹 克己	〃 麻生 25-10
〃	戸嶋 秀樹	〃 宮代 13-44
〃	渡辺 英朗	〃 若狭町 成願寺 10-3
〃	中谷 敏治	〃 美浜町 河原市 6-3-1
〃	早川 清孝	〃 和田 7-36
〃	大同 幸治	〃 木野 13-7-1
〃	兼田 和雄	〃 佐柿 20-13
〃	大野 弘義	〃 中寺 11-1
〃	藤長 利和	〃 宮代 10-1

理事	武長 正幸	美浜町	五十谷 1-3-3
〃	馬野 昌幸	〃	佐野 43-26
〃	中川 幸治	〃	佐野 21-17
〃	大塩 昌和	〃	佐野 12-11
〃	久保 俊一	〃	興道寺 28-6
〃	田邊 利通	〃	気山 96-11
〃	浅妻 丈浩	〃	大藪 30-1
〃	加茂 良樹	〃	金山 52-10-2
〃	若松 達也	〃	金山 40-40
〃	上野 禎知	〃	郷市 27-22-3
〃	武長 善明	〃	松原 13-53
〃	松下 一彦	〃	久々子 20-8
〃	田中 正志	〃	若狭町 気山 228-23
監事	谷口 壽	〃	気山 67-1
〃	伊藤 定雄	美浜町	和田 11-6
〃	中村 俊彦	〃	新庄 291-28-1

教育委員会規則

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように公布する。
令和五年五月十六日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第五号

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例（令和五年福井県条例第八号）の施行期日は、令和五年六月一日とする。

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月十六日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第六号

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福井県立恐竜博物館の管理運営に関する規則（平成十二年福井県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料、使用料および手数料の免除)</p> <p>第八条 条例第九条の規定により観覧料を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 県内の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校（以下「県内の学校」という。）の児童もしくは生徒またはそれらの引率者が教育課程に基づく学習活動または教育活動として観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展、野外展示および化石研究展示においては観覧料の二分の一に相当する額</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳を有する者が観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展、野外展示および化石研究展示においては観覧料の二分の一に相当する額</p> <p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による生活扶助または教育扶助を受けている者で関係官公庁の発行した証明書を有するものが観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展、野外展示および化石研究展示においては観覧料の二分の一に相当する額</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認める場合 教育委員会が必要と認める額</p>	<p>(観覧料、使用料および手数料)</p> <p>第八条 条例第九条の規定により観覧料を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 県内の小学校、中学校、高等学校および特別支援学校（以下「県内の学校」という。）の児童もしくは生徒またはそれらの引率者が教育課程に基づく学習活動または教育活動として観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展および野外展示においては観覧料の二分の一に相当する額</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳を有する者が観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展および野外展示においては観覧料の二分の一に相当する額</p> <p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による生活扶助または教育扶助を受けている者で関係官公庁の発行した証明書を有するものが観覧する場合 常設展においては観覧料に相当する額または特別展および野外展示においては観覧料の二分の一に相当する額</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認める場合 教育委員会が必要と認める額</p>

この規則は、令和五年七月十四日から施行する。

附則

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第69号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
矢部秀樹後援会	矢部 秀樹	矢部 智美	坂井市春江町江留中9-46-10

福井県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年3月10日	すなはたまみ恵後援会 イマジナル	番屋 久美子	加藤 晃子	鯖江市上河端町55-77
令和5年3月17日	井上さとみ後援会	井上 聡美	盛次 信子	大飯郡高浜町和田131-12
令和5年3月23日	ミタムラ会	佐野 直美	三田村 智恩	敦賀市中央町2-22-31
令和5年4月3日	かご大一期後援会	鶴 正之	籠 佳恵	敦賀市金山54-1
令和5年4月3日	高城庄佑後援会	高城 庄佑	高城 庄佑	敦賀市相生町20-19
令和5年4月4日	高畑徹後援会	立石 武志	高畑 徹	敦賀市谷口8-9-1

令和5年 4月12日	三屋ちかひ、後援会	三屋 智戒	三屋 優樹	勝山市旭町2-5-3 6-4
---------------	-----------	-------	-------	-------------------

福井県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年 5月24日	アインシブ福井政治に参加する会	山根 貴一	名称	アインシブ福井政治に参加する会	アインシブ・エイ・ダブア工業政治に参加する会
令和4年 6月25日	自由民主党福井県看護連盟支部	林 靖子	会計責任者	前田 祥江	谷田 清美
令和4年 6月25日	福井県看護連盟	林 靖子	会計責任者	前田 祥江	谷田 清美
令和4年 10月1日	日本農業政治連盟福井県支部	重富 太郎	会計責任者	橋本 和哉	城木 和彦
令和5年 2月26日	池田ひでゆき後援会	小杉 晃弘	名称	池田ひでゆき後援会	池田英之後援会
			主たる事務所の所在地	小浜市門前2-24	小浜市門前2-13
			代表者	小杉 晃弘	前野 雅弘
令和5年 3月3日	松宮まなぶ後援会	二元 斉	代表者	二元 斉	高城 護
令和5年 3月10日	ふじね信子後援会	富士根 康人	代表者	富士根 康人	小林 信慈
令和5年 3月12日	戸嶋秀樹後援会	戸嶋 秀樹	主たる事務所の所在地	三方郡美浜町宮代13-44	三方郡美浜町佐柿57-8-1
令和5年 3月16日	空よしひで後援会	山田 善宣	代表者	山田 善宣	赤松 俊雄
令和5年 3月17日	田中和義後援会	大岸 淑徳	代表者	大岸 淑徳	小森 英宗

令和5年 3月17日	中西あきおを育てる会	織田 桂蔵	代表者	織田 桂蔵	堀内 幸路
令和5年 3月21日	小幡のりひと後援会	中村 一弥	代表者	中村 一弥	平木 克幸
			会計責任者	前田 晃良	照屋 貴章
令和5年 3月21日	近藤よしき後援会	近藤 勘重	代表者	近藤 勘重	川村 謙一
令和5年 3月21日	中井れいこ後援会	中屋 清司	名称	中井れいこ後援会	中井レイコ後援会
			主たる事務所の所在地	福井市菖蒲谷町16-23	福井市松本4-15-8
			代表者	中屋 清司	高井 正春
令和5年 3月22日	村田こういち後援会	横山 信二	代表者	横山 信二	廣田 稔
令和5年 3月24日	岩佐武彦後援会	佐々木 教幸	代表者	佐々木 教幸	渡邊 重紀
令和5年 3月28日	川代雅和後援会	安倍 浩之	代表者	安倍 浩之	中島 一男
			会計責任者	野村 和司	中山 隆弘
令和5年 3月28日	林太樹後援会	玉村 和夫	会計責任者	酒井 義博	大刀内 正規
令和5年 3月29日	河野地区仲倉典克後援会	大浦 和博	主たる事務所の所在地	南条郡南越前町糠16-5-1	南条郡南越前町糠101-14
			代表者	大浦 和博	向瀬 英渡
			会計責任者	小角 讓	生駒 一義
令和5年 4月12日	自由民主党福井県電気通信職域支部	飛坂 一幸	代表者	飛坂 一幸	寺井 孝美

福井県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年5月31日	政治研究会清流	橋本 達也
令和4年5月31日	橋本達也後援会	齊藤 愛夫
令和4年12月31日	片矢修一後援会	林 昭一郎
令和4年12月31日	山本富夫後援会	山本 篤
令和5年3月20日	いずみ明後援会	増田 一司
令和5年3月26日	藤田善平を育てる会後援会	藤田 定正
令和5年3月28日	全体主義国家から領土と人権を守る党	ダニエル 益資
令和5年3月28日	福井県をよくする会	ダニエル 益資
令和5年3月28日	北欧党	ダニエル 益資
令和5年3月31日	丹尾広樹後援会	小嶋 重治

福井県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年3月24日	山岸 充	山岸みつるサポートチーム	公職の種類	福井県議会議員	鯖江市長

福井県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月16日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
橋本 達也	政治研究会清流	令和4年5月31日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第59号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月16日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 審査の区分、実施日、時間および場所

(1) 審査の区分、実施日および実施時間

検定の区分	実施日	実施時間
交通誘導警備業務1級		午前10時から 正午まで
交通誘導警備業務2級		午前10時から 正午まで
貴重品運搬警備業務1級		午前10時から 正午まで
貴重品運搬警備業務2級	令和5年6月20日（火）	午前10時から 正午まで
施設警備業務1級		午後2時から 午後4時まで
施設警備業務2級		午後2時から 午後4時まで
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		午後2時から 午後4時まで

(2) 実施場所

福井県福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部葵分庁舎2階会議室

2 定員

各10人

3 対象者

審査申請書提出時の住所地または所属している営業所の所在地が福井県内である次の

者とする。

- (1) 交通誘導警備業務1級
警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る1級検定に合格した者

(2) 交通誘導警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

(3) 貴重品運搬警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る1級検定に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

(5) 施設警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る1級検定に合格した者

(6) 施設警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧規則第1条第1項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る1級検定または2級検定に合格した者

4 検定合格者審査の内容

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務の実施に関すること。

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を2種目）。

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務の実施に関すること。

(エ) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること（徒手の護身術の基本動作を1種目）。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和5年5月22日（月）から同年5月26日（金）までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 審査申請書等の提出先

検定合格者審査を受検しようとする者（以下「審査申請者」という。）の住所地または審査申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの） 1葉

ウ 受検しようとする審査の区分に該当する旧検定合格証の写し 1通

エ 福井県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた者で、福井県公安委員会が行う検定合格者審査を受けようとする者にあつては、その者が福井県内に住所を有することを陳明する書面またはその者が福井県内に所在する営業所に属することを陳明する書面 1通

(4) 手数料

4,700円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された審査手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定合格者審査受検時の携行品

- ・ 筆記用具
- ・ 受検しようとする検定合格者審査の区分に係る旧検定合格証

(2) 受検票の交付

受検票は、審査当日の受付時に交付する。

7 審査に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全課（係）

令和五年五月十六日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県